

## 建築物ねずみ昆虫等防除業登録申請に必要な書類等

- ・登録申請書
- ・別紙1（設備・機器名簿）
- ・別紙2（監督者等名簿）
- ・別紙3（研修実施状況）  
必要に応じ、登録団体の交付する証明書等を添付（詳細は、別紙3の解説参照）
- ・別紙4（作業の実施方法等）  
別紙4の中に更に別紙がある場合は、その別紙も添付
- ・防除作業監督者講習会修了証の本証と写し  
本証は申請時、その場で返却いたします。
- ・機械器具が貸借の場合は、貸借契約書等の写し
- ・機械器具保管庫の設置場所を示す地図
- ・機械器具保管庫内の構造、機械器具の配置を示す図面
- ・申請手数料35,000円  
申請時に現金でお持ちください。

申請当日は、申請手数料として35,000円を現金でお持ちください。県証紙等は買わないでください。

様式第5号 (第5条関係)

登 録 申 請 書

令和〇年4月1日

(あて先) 静岡市保健所長

住 所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地) 静岡県静岡市葵区城東町24番1号

氏 名 (法人にあっては、その名称並びに代表者の氏名及び住所) 静岡衛生株式会社  
代表取締役 静岡 太郎  
静岡県静岡市葵区追手町5番1号

会社所在地とは別に代表者の住所も記載してください。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請を行なう業種に一つだけ〇をつけてください。同時に複数の業種を申請する場合は、申請書を事業ごと用意して、個別に申請してください。

|     |                 |   |
|-----|-----------------|---|
| 営業所 | 名称              | 静岡衛生株式会社 静岡営業所  |
|     | 所在地             | 静岡市駿河区〇〇町〇番〇号   |
|     | 責任者の氏名          | 営業所長 駿河 一郎  |
|     | 登録を受けようとする事業の区分 | 添付書類  |
|     | 建築物清掃業          | 別紙1から4まで、省令第25条第2号に規定するものであることを証する書類及び営業所の案内図   |
|     | 建築物空気環境測定業      | 別紙1、2及び4、省令第26条第2号に規定するものであることを証する書類並びに営業所の案内図  |
|     | 建築物空気調和用ダクト清掃業  | 別紙1から4まで、省令第26条の3第2号に規定するものであることを証する書類及び営業所の案内図   |
|     | 建築物飲料水水質検査業     | 別紙1、2及び4、飲料水の水質検査を行う検査室の設置場所、構造及び機械器具の配置を明らかにする図面、省令第27条第3号に規定するものであることを証する書類並びに営業所の案内図                                   |
|     | 建築物飲料水貯水槽清掃業    | 別紙1から4まで、飲料水の貯水槽の清掃作業に用いる機械器具の保管庫の設置場所、構造及び器具の保管状態を明らかにする図面、省令第28条第4号に規定するものであることを証する書類並びに営業所の案内図                         |
|     | 建築物排水管清掃業       | 別紙1から4まで、排水管の清掃作業に用いる機械器具の保管庫の設置場所、構造及び器具の保管状態を明らかにする図面、省令第28条の3第4号に規定するものであることを証する書類並びに営業所の案内図                           |
| ○   | 建築物ねずみ昆虫等防除業    | 別紙1から4まで、ねずみ等の防除作業に用いる機械器具の保管庫の設置場所、構造及び器具の保管状態を明らかにする図面、省令第29条第3号に規定するものであることを証する書類並びに営業所の案内図<br>防除作業監督者の資格を有することを証明する書類 |
|     | 建築物環境衛生総合管理業    | 別紙1から4まで、省令第30条第2号、第3号、第5号及び第6号に規定するものであることを証する書類並びに営業所の案内図   |

(注) 登録を受けようとする事業の区分の欄は、該当する箇所〇印を記入してください。

別紙 1

設 備 ・ 機 器 名 簿

令和〇年 4月 1日現在

| 名称   | 型式         | 数量  | 購入年月日        |
|--|------------|---|--------------|
| 照明器具   | A社 〇〇-〇〇〇型 | 1   | 平成〇〇年 4月 1日  |
| 調査用トラップ  | B社 〇〇〇型    | 1   | 平成〇〇年 4月 1日  |
| 実体顕微鏡  | C社 〇〇-〇〇〇型 | 1   | 平成〇△年 4月 1日  |
| 毒じ皿  | D社 〇〇〇型    | 1   | 令和□年 4月 1日   |
| 毒じ箱  | E社 〇〇-〇〇〇型 | 1   | 令和〇年 2月 1日   |
| 捕そ器  | F社 〇〇〇型    | 1   | 平成〇△年 4月 1日  |
| 噴霧機  | G社 〇〇-〇〇〇型 | 1   | 平成〇〇年 10月 1日 |
| 散粉機  | H社 〇〇〇型    | 1   | 平成〇〇年 4月 1日  |
| 真空掃除機  | I社 〇〇-〇〇〇型 | 1   | 令和□年 4月 1日   |
| 防毒マスク  | J社 〇〇〇型    | 1   | 令和〇年 2月 1日   |
| 消火器  | K社 〇〇-〇〇〇型 | 1   | 平成〇△年 4月 1日  |
| ここに挙げられた機材は、法令により用意する事とされている機材です。これらの機材は必ずご用意ください。この他にも使用する機材があれば、記載してください。  |            | 数量に基準はありません。作業班が一班のみであれば最低一台ずつあれば結構ですが、作業班が複数ある場合は、作業班の数だけ機材をご用意ください。 |              |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械器具等は各営業所ごとに常備する必要があります。なお、営業所から離れた場所に機械器具等を格納する倉庫があるような場合でも、それが登録に係る営業所の管轄下にあると認められる場合には、登録の対象とします。</li> <li>・機械器具等は、原則として登録を受けようとする者が所有していなければなりません。ただし、他の者の所有であっても、登録を受けようとする者が長期的、恒常的に占有し、かつ、自由に使用できると認められる場合には、登録の対象とします。その場合は、<u>貸借契約書等の写しを添付してください。</u></li> <li>・同一の営業所において、2以上の事業区分にわたって登録を受けようとする場合、同一の機械器具等をもって2以上の事業の登録要件に該当するものとすることはできません。</li> </ul> |            |   |              |



(新規登録の場合)

別紙3

新規登録の場合は、過去1年間の研修実績と、今後1年間の研修予定を記載してください。

研修実施状況 (計画) (令和□年4月1日から令和△年3月31日まで)

令和○年4月1日現在

| 研修の期日  | 研修の内容  | 指導員の氏名及び資格                   | 対象<br>従業員数 | 参加<br>従業員数 |
|--|--|------------------------------|------------|------------|
| 令和□年5月1日<br>(実績)   | 機械器具の種類と使用方法 (60分)<br>薬剤 (殺鼠剤・殺虫剤) の種類と使用方法 (120分)<br>安全及び衛生 (60分)<br>建築物の環境衛生行政 (60分)<br>作業従事者の責任と任務 (60分)<br>建築物構造や設備とネズミ・昆虫等 (60分)<br><br>使用教材<br>「ねずみ昆虫等防除作業従事者研修用テキスト」<br>○○法人○○協会著 | 防除 太郎 防除作業監督者<br>(防再第99999号) | 4人         | 4人         |
| 業務に従事する者全てが受講してください。   |  |                              |            |            |
| 研修に使用する教材は、厚生労働省労働大臣の登録を受けた団体が実施する従事者研修で使用されている教材と、同等のものを使用する事が望ましい。 |  |                              |            |            |
| 令和○年5月1日<br>(予定)   | 機械器具の種類と使用方法 (60分)<br>薬剤 (殺鼠剤・殺虫剤) の種類と使用方法 (120分)<br>安全及び衛生 (60分)<br>ネズミ害虫防除概論 (60分)<br>害虫ごとの生態と防除 (120分)   | 防除 太郎 防除作業監督者<br>(防再第99999号) | 4人         | 4人         |
| 事業者が自ら研修を行なう場合は、その指導に当たる者は、作業監督者等、知識を十分に有する者であること。                   |  |                              |            |            |
|  | 使用教材<br>「ねずみ昆虫等防除作業従事者研修用テキスト」<br>○○法人○○協会著  |                              |            |            |

※厚生労働大臣の登録を受けた団体が実施する従事者研修を受講した場合は、当該団体が発行する従事者研修修了証明書等を添付してください。

平成25年1月21日厚生労働省健康局生活衛生課長通知  
「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録  
についての一部改正について」に記載のカリキュラム例  
を参考に、研修の内容とその時間(7時間以上を確保する  
ようにしてください)を記載してください。

(再登録の場合)

再登録の場合は、過去6年間の研修実績と、今後1年間の研修予定を記載してください。

別紙3

研修実施状況（計画）（令和〇年4月1日から令和◇年3月31日まで）

令和〇年4月1日現在

| 研修の期日  | 研修の内容  | 指導員の氏名及び資格                   | 対象<br>従業員数 | 参加<br>従業員数 |
|--|--|------------------------------|------------|------------|
| 令和〇年5月1日（実績）   | 機械器具の種類と使用方法（60分）<br>薬剤（殺鼠剤・殺虫剤）の種類と使用方法（120分）<br>安全及び衛生（60分）<br>建築物の環境衛生行政（60分）<br>作業従事者の責任と任務（60分）<br>建築物構造や設備とネズミ・昆虫等（60分）<br><br>使用教材<br>「ねずみ昆虫等防除作業従事者研修用テキスト」<br>○○法人○○協会著 | 防除 太郎 防除作業監督者<br>（防再第99999号） | 3人         | 3人         |
| 業務に従事する者全てが受講してください。   |  |                              |            |            |
| 研修に使用する教材は、厚生労働省労働大臣の登録を受けた団体が実施する従事者研修で使用されている教材と、同等のものを使用する事が望ましい。   |  |                              |            |            |
| 令和△年5月1日（実績）   | 機械器具の種類と使用方法（60分）<br>薬剤（殺鼠剤・殺虫剤）の種類と使用方法（120分）<br>安全及び衛生（60分）<br>ネズミ害虫防除概論（60分）<br>害虫ごとの生態と防除（120分）<br><br>使用教材<br>「ねずみ昆虫等防除作業従事者研修用テキスト」<br>○○法人○○協会著                           | 防除 太郎 防除作業監督者<br>（防再第99999号） | 4人         | 4人         |
| 事業者自ら研修を行う場合は、その指導当たる者は、作業監督者等、知識を十分に有する者であること。  |  |                              |            |            |
| 令和▽年5月1日（実績）   | 機械器具の種類と使用方法（60分）<br>薬剤（殺鼠剤・殺虫剤）の種類と使用方法（120分）<br>安全及び衛生（60分）<br>建築物構造や設備とネズミ・昆虫等（60分）<br>害虫ごとの生態と防除（120分）<br><br>使用教材<br>「ねずみ昆虫等防除作業従事者研修用テキスト」<br>○○法人○○協会著<br>・<br>・          | 防除 太郎 防除作業監督者<br>（防再第99999号） | 5人         | 5人         |
| 平成25年1月21日厚生労働省健康局生活衛生課長通知「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録についての一部改正について」に記載のカリキュラム例を参考に、研修の内容とその時間（7時間以上を確保するようにしてください）を記載してください。 |  |                              |            |            |
| 令和〇年5月1日（予定）   | 機械器具の種類と使用方法（60分）<br>薬剤（殺鼠剤・殺虫剤）の種類と使用方法（120分）<br>安全及び衛生（60分）<br>ネズミ害虫防除概論（60分）<br>害虫ごとの生態と防除（120分）<br><br>使用教材<br>「ねずみ昆虫等防除作業従事者研修用テキスト」<br>○○法人○○協会著                           | 防除 太郎 防除作業監督者<br>（防再第99999号） | 4人         | 4人         |

※厚生労働大臣の登録を受けた団体が実施する従事者研修を受講した場合は、当該団体が発行する従事者研修修了証明書等を添付してください。

作業の実施方法等

令和〇年4月1日現在

| 作業班の編成   | 作業班                     | 監督者の氏名                          | 使用する機械器具   |
|--|-------------------------|---------------------------------|--|
|  | 1班 5名<br>監督者1名<br>従事者4名 | 防除 太郎<br>防除作業監督者<br>(防再第99999号) | 別紙1の機材一式   |
|  |                         |                                 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     班が複数ある場合は、極力各班ごとに防除作業監督者の資格を有する者を選任してください。                 </div> |
| 作業の手順等   |                         |                                 |  |
| 別紙Aのとおり <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     この欄に取まらない時は、別紙にまとめても結構です。                 </div>  |                         |                                 |  |
| 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法  |                         |                                 |  |
| <p>業務の委託は原則として行わない。やむを得ず業務を委託する場合は、あらかじめ、委託を受ける者の氏名(法人にあっては、名称)、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するものに通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が弊社の手順書に掲げる要件を満たしていることを常時把握する。また、ねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。</p>   |                         |                                 |  |
| 苦情及び緊急の連絡に対する体制  |                         |                                 |  |
| <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     建築物維持管理権限者等<br/>(苦情申立者)                 </div> <div style="text-align: center;">                     →                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     静岡衛生株<br/>Tel.〇〇〇-〇〇〇〇                 </div> <div style="text-align: center;">                     ↓                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     防除作業監督者                 </div> <div style="text-align: center;">                     ↓                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     その他作業実施者<br/>(必要に応じて)                 </div> </div> <div style="margin-top: 20px; text-align: right;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                         代表取締役<br/>(必要に応じて)                     </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     自社の状況に応じた連絡体制を記載してください。                 </div> |                         |                                 |  |

(別紙4の別紙A)

作業の手順等

下線部分は、法令等により手順書に盛り込む事とされている内容です。自社の状況に応じたこれに類する具体的内容を必ず記載してください。  
この他にも自社独自の方法がありましたら記載してください。

1 作業工程

- ・ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにこれらによる被害の状況を調査し、当該調査の結果に基づき、建築物全体について効果的な作業計画を策定し、適切な方法により、防除作業を行う。
- ・食料を取扱う区域並びに排水槽、阻集器及び廃棄物の保管設備の周辺等特にねずみ等が発生しやすい箇所について、二月以内ごとに一回、その生息状況等を調査し、必要に応じ、発生を防止するための措置を講ずる。
- ・防そ防虫網その他の防そ防虫設備の機能を点検し、必要に応じ、補修等を行うほか、ねずみ等の侵入を防止するための措置を講ずる。
- ・殺そ剤又は殺虫剤を用いる場合は、使用及び管理を適切に行い、これらによる作業員並びに建築物の利用者及び利用者の事故の防止に努める。
- ・ねずみ等の防除作業終了後は、必要に応じ、強制換気や清掃等を行う。

2 使用する薬剤の種類

- 殺そ剤はA社製〇〇〇〇。
- 殺虫剤はB社製〇〇〇〇。
- 〇〇〇はC社製〇〇〇〇。

3 薬剤の保管方法

- 殺そ剤又は殺虫剤は、施錠できる保管庫等に保管する。保管庫は〇〇〇〇。

4 機械器具等の点検の方法

- ねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行う。具体的には、〇〇〇〇。

5 保管庫の管理責任者の氏名

- 保管庫の管理責任者は〇〇〇〇。

6 作業報告作成の手順

- 〇〇〇〇は、作業終了後〇日以内に作業報告書を作成し〇〇〇〇に提出する。作業報告書に記載する内容は〇〇〇〇。



## 機械器具の保管庫について

建築物ねずみ昆虫等防除業では、機械器具を適切に保管することのできる専用の保管庫が必要となります。

### 1 保管庫に必要とされる要件

保管庫については、以下の要件を満たす事が必要とされています。要件を満たしているか否かについて、申請後に保管庫を確認させていただきます。

- ・機械器具及び防除作業に用いる薬剤を適切に保管することのできる専用の保管庫であること。
- ・機械器具に残留した薬剤や保管されている薬剤が飛散流出し、及び地下に浸透し並びに臭気が漏れるおそれのないものであること。
- ・薬剤による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- ・引火事故の起こりにくい構造となっていること。
- ・機械器具及び薬剤を保管するのに適切な規模であること。
- ・他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫になっているような場合には、防除作業に用いる機械器具及び薬剤を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。
- ・保管庫は施錠でき、みだりに機械器具及び薬剤を持ち出せないようになっていること。

### 2 機械器具の自動車での保管

原則として自動車を保管庫とすることはできませんが、作業件数がきわめて多く、その都度機械器具の積み降ろしをすることが繁雑な場合には、以下の要件を満たしている場合に限り認められます。

- ・機械器具に残留した薬剤や保管されている薬剤が飛散流出し、及び地下に浸透し、並びに臭気が漏れるおそれのないものであること。
- ・薬剤による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- ・引火事故の起こりにくい構造となっていること。
- ・機械器具及び薬剤を保管するのに適切な規模であること。
- ・自動車は防除作業専用であって、他の用途には用いないこと。
- ・自動車を適切に保管できる車庫を有すること。
- ・冬季等長期にわたって作業のない時期に、機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所が用意されていること。
- ・薬剤については、別途専用の保管庫において保管されていること。

### 3 添付書類

保管庫について以下の書類を添付してください。

- ・保管庫の設置場所を示す地図
- ・保管庫内の構造、機械器具の配置を示す図面